

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年3月まで

父が営んでいた自営業を継ぐために会社を退職後、父が国民年金の加入手続をしてくれたはずであり、申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれていた。特に結婚後については、夫婦二人分の保険料を納税組合に納付していたはずであり、妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年4月から50年3月までの期間については、申立人は、「結婚後については、夫婦二人分の国民年金保険料を納税組合に納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人の妻は、結婚した年度の当初である44年4月以降の保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人の妻は、「結婚後の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、義父母が行ってくれた。」としているところ、申立人の養父母が、嫁に来た申立人の妻の保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の保険料だけを納付していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以降、60歳に至るまでの国民年金保険料について、すべて納付している。

2 一方、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間については、申立人は、「会社を退職後、父が国民年金の加入手続をしてくれたはずであり、国民年金保険料については、母が納付してくれていた。」と

主張しており、42年7月からの期間を申し立てている根拠として、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」の欄に「昭和42年7月25日」と記載されていることを挙げているが、この日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、過去にさかのぼる場合もあることから、国民年金の加入手続日とは限らない上、申立人の国民年金手帳記号番号がこのころ払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその養父は既に他界しているとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその養母からは詳しい事情をうかがえる状態ではなく、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月21日から同年5月21日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

A社に昭和51年5月31日まで勤務していたが、年金記録は、同年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。同年5月中旬ぐらいに転職先からの採用通知があったので、その前に退職するはずがなく、同年5月31日に朝礼で退職のあいさつを行った記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び元上司が申立人から昭和51年5月中旬に採用通知があった転職先のことを聞いたとする証言により、申立人はA社に同年5月20日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人の社会保険と雇用保険の被保険者資格喪失日が1か月相違しているが、どちらか一方の日付を誤って届け出たと思われる。」と回答しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録によると、離職日（昭和51年5月20日）と同日付けで離職票が交付されており、当該離職票には、離職日前6か月間の賃金支給額が記載されていることを踏まえると、雇用保険の離職手続において、当該事業所が申立人に係る離職日の記載を誤ることは考え難い。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人

の資格喪失日前後1年以内に資格喪失している元同僚7人は、いずれも資格喪失日の5日後から12日後までの間に健康保険証が返納されていることが確認できるところ、申立人の健康保険証の返納日は、資格喪失日から35日後の昭和51年5月26日と記録されており、申立人だけが退職から1か月以上健康保険証の返納が遅れている状況には不自然さがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月21日から同年5月21日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の社会保険と雇用保険のどちらか一方の日付を誤って届け出たと思われる。」と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年5月21日から同年6月1日までの期間については、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、元上司及び元同僚からも、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたとする証言は得られていない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 61 年 3 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 61 年 3 月から同年 11 月まで

申立期間①については、平成 2 年 4 月に夫が共済年金に加入し、私が国民年金の第 3 号被保険者になった際に、社会保険事務所（当時）から追納勧奨の電話があったため、夫と二人分の国民年金保険料を追納した。

また、申立期間②については、夫と相談し、「万が一、夫が亡くなり、私一人になった時に困らないように。」と夫に勧められ、私の分だけ追納した。

両期間が納付免除のままとされているのは納得できない。

なお、夫の平成元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が 11 年 1 月に追納されているとのことであるが、そのような時期に追納をした記憶は無く、そもそも夫の分だけ追納することは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「平成 2 年 4 月に夫が共済年金に加入し、私が国民年金の第 3 号被保険者になった際に、社会保険事務所から追納勧奨の電話があったため、夫と二人分の国民年金保険料を追納した。」と主張しているが、その夫も同期間については納付免除のままとなっている上、申立人は、「平成 2 年 4 月の時点で追納することが可能な限度が昭和 55 年 4 月からなので、そこから申し立てたが、55 年 4 月からという自信は無い。その後いつからか追納したと思う。」とするなど、追納をし始めた時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、「追納については、1か月分ずつ納付することもあれば、まとめて納付することもあった。」と主張しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は昭和59年4月以降の納付免除期間について、平成6年4月以降に合計22か月分を追納していることが確認できるが、すべて1か月分ずつの追納であり、一方で、申立人及びその夫は2年4月27日に、元年4月から同年10月までの国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できることから、申立人の、「平成2年4月に夫婦二人分の過去の分をまとめて納付した。」という記憶は、申立期間①の追納ではなく、上記2年4月27日付けの一括納付のことである可能性が考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和59年4月から62年3月までの納付免除期間について、追納の申込みを行っていることが確認できるが、申立期間①については、追納の申込みを行った記録が無い。

- 2 申立期間②については、上述のとおり、追納の申込みが行われていたことは確認できるが、申立人は、「10年を過ぎてしまって納められない時もあった。」としており、上述の36か月の追納申込期間のうち、申立期間②（9か月）以外の5か月についても、追納されていない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成7年12月21日に、昭和61年4月から62年3月までの納付免除期間の追納の申込みを行い、平成8年12月20日に、追納申込期間を昭和61年12月から62年3月までに変更していることが確認できるが、平成8年12月の時点において、申立期間②については、時効により追納することができない。

- 3 加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 なお、申立人は、その夫の平成元年1月から同年3月までの納付免除期間について、11年1月に追納されているという記録自体が誤りではないかと主張するが、オンライン記録により、申立人の夫は平成11年1月22日に、元年1月から同年3月までの納付免除期間の追納の申込みを行い、11年1月25日に追納していることが確認できる一方、申立人の同期間については、追納の申込みを行った記録が無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年9月まで
昭和47年10月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った記憶があり、国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年10月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は51年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和47年10月11日」と記載されていることを申立ての根拠の一つとしているが、この日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、過去にさかのぼる場合もあることから、国民年金の加入手続日とは限らない上、申立人が加入手続の際に交付されたとする年金手帳は、49年11月以降に発行されているオレンジ色調のものであることから、申立人が47年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の所持する領収書及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和51年11月29日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度である49年10月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 26 年 3 月に中学校を卒業し、A社に入社した。学校推薦だったので、同年 4 月分の給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「表状」に入社日が記載されていること、及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所の従業員で、入社日の証言を得られた5人は、いずれも入社してから2か月から1年程度経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該事業所においては、入社後、直ちに被保険者資格を取得させる事情でなかったことがうかがえる。

また、昭和 26 年 4 月 1 日に申立人が一緒に入社したとする4人の同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、いずれも申立人と同様に入社から7か月後の同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に適用事業所を全喪している上、閉鎖登記簿からは役員等の所在を確認することができず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 11 日から 2 年 12 月 20 日まで
申立期間については、A社にボーリング工の臨時社員として勤務し、月額 35、6 万円の給料をもらっていたが、標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主は、「申立人のような日給の社員については、本人の同意を得た上で標準報酬月額を届け出ており、厚生年金保険料も届出額に応じた金額を控除していた。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に資格取得している同僚 6 人の標準報酬月額についても、申立人と同額の 11 万 8,000 円と記録されていることから、申立人の記録に限った不自然な状況はうかがえない。

さらに、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得する前の給与明細書の一部を提出しているものの、申立期間の給与明細書は無い上、申立人の標準報酬月額に係る主張を裏付ける同僚等の証言は得られない。

加えて、当該事業所は既に破産しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。